



2022年10月31日

各 位

会社名 日本食品化工株式会社
代表者名 代表取締役 社長 荒川 健
(コード番号 2892 東証スタンダード)
問合せ先 総務人事部長 山本 浩章
(TEL. 0545-52-3781)

当社元社員による不正行為事案の発生について

当社元社員が会社資金を着服する不正行為事案（以下「本件不正行為」という）が発生しましたことをお知らせいたします。

当社においてこのような事態が発生したことは、誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以下、判明した事実及び調査状況、並びに再発防止に向けた当社の取り組みについてご報告いたします。

記

1. 本件不正行為の概要と当該事実が判明した経緯について

本年8月に全役職員を対象に実施した社内調査において、複数名より不適切な会計処理が行われている疑いがある旨の指摘があり、それを受け内部監査を実施したところ、当社経理部門管理職の元社員（以下「当該社員」という）が、2012年から2022年までの約10年間にわたり、不正な会計処理により当社銀行口座から現金を引き出し、これを私的用途に使用していたことが発覚しました。被害金額の総額は308百万円となります。

当該社員は2022年9月22日付で懲戒解雇処分としており、当社は警察による捜査に協力するとともに、当該社員に対する回収のための必要な措置について検討しております。

2. 調査委員会の設置

本件不正行為発覚後、弁護士、公認会計士等の外部専門家及び監査等委員である取締役（独立社外取締役）を主要な構成員とする社内調査委員会を取締役会決議により設置いたしました。

<構成>

委員長	泰田 啓太	(西村あさひ法律事務所 弁護士)
委員	松原 龍二	(株式会社すばるイノベーション 公認会計士)
委員	田辺 研一郎	(日本食品化工株式会社 監査等委員取締役)
委員	木村 亨	(日本食品化工株式会社 内部監査室室長)

以上 4 名

上記に加え、補助者として以下の外部専門家を選任しております。

西村あさひ法律事務所所属の弁護士 3 名

株式会社すばるイノベーション所属の公認会計士 2 名

3. 調査委員会による調査結果（概要）

調査委員会では、本件不正行為に関する事実関係の調査、社内の共謀・組織的関与の有無の調査、原因分析及び再発防止に向けた提言を実施いたしました。調査委員会による調査結果の概要は以下の通りです。

① 本件不正行為に関する事実関係

当該社員は、経理部門管理職として在籍していた 2012 年 1 月から 2022 年 8 月まで、社内に設置された金庫内に保管されていた現金を無断で持ち出す方法により、並びに管理職として管理していた小切手及びキャッシュカードを用いて、普通預金及び当座預金から自ら無断で現金を引き出す方法により、308 百万円を着服した。当該社員はかかる不正行為を行った後、その発覚を防ぐため、不正に取得した現金相当額について、自らの会計記帳により原材料費や経費といった製造原価に含めていた。

着服した資金は、ほぼ全額を自己の用途に費消していた。

② 社内の共謀・組織的関与の有無

当該社員が管理職として経理部門に在籍していた 2011 年から 2022 年における不正行為の可能性のある勘定科目の会計伝票を全件調査するとともに、経理部門を中心とした社員 12 名に対して聞き取り調査を実施した。調査により判明した本件不正行為の手口及び着服資金の使途調査の結果、社内の共謀・組織的関与はなく、単独の不正行為であると調査委員会は判断した。

また、類似事案がないか件外調査として、当該社員と同等の権限を有する他の役職員が起票した会計伝票の調査を行い、類似事案がないことを確認した。

③ 原因分析

調査委員会は本件不正行為が可能となった主たる原因 2 件、副次的な原因 4 件を指摘した。

<主たる原因>

- ・上長の承認がなくとも、会計システム上で会計伝票を起票することができ、会計記帳されること。
- ・当該社員の行動に不審感を持った職員はいたが、内部通報制度への不信感により内部通報には至らず、同制度が十分に機能していなかった。

<副次的な原因>

- ・金庫の鍵の管理に関するルールが明文化されていなかったこと及び金庫の開閉の履歴が残らないこと等。
- ・キャッシュカードの持ち出しのルールが明文化されていなかったこと及びキャッシュカードの持ち出しの名簿がなかったこと。

- ・残高と当日の出納履歴との照合を行っていなかったこと。
- ・会計システム上に不正の機会が潜在していることを内部監査で助言されていたにもかかわらず対応を行わなかった等、健全な懐疑心を持った業務運営を行う意識が乏しかったこと。

④ 再発防止に向けた提言

調査委員会は③で指摘した本件不正行為が可能となった原因をもとに、会社が対応すべき事項として3件の提言を行った。

- ・上長の承認がない会計伝票が会計記帳されることがないように、会計システムを改善すること。
- ・積極的な内部通報制度の利用や、健全な懐疑心を持った業務運営が行われるよう、役職員の意識の改善、職場環境の改善に向けた取り組みを実施すること。
- ・金庫やキャッシュカード等の管理に関するルールの整備及び制定したルールの運用状況の事後的なチェック制度の導入を行うこと等。

4. 再発防止に向けた取り組み

調査委員会による原因分析及び再発防止に向けた提言を受け、当社内に社長を責任者とする再発防止体制を立ち上げ、以下の取り組みを実行しその有効性を検証してまいります。

① 経理部内における管理、牽制強化

会計システムを改修し、起票・承認の機能分けを施し、役職に応じた権限付与を行うことで、単独での会計記帳が行えないようにいたします。

金庫及びキャッシュカードの取扱いに関するルールを明文化、厳格化いたします。

預金残高照合のみならず、不明瞭な出納履歴の有無を日々管理することといたします。

② 内部通報制度の信頼性の向上

改めて内部通報制度について社内に周知しその信頼性を高めるとともに、より利用しやすい工夫を行います。

③ 組織風土の改善

定期的実施している組織風土調査の結果をもとに、職場環境の現状を把握するとともに、コンプライアンス研修等を実施し役職員の意識・職場環境の改善に取り組みます。

④ 不正を予防・早期発見する体制の再構築

社内の内部統制及び定期的な内部監査を徹底・強化し、不正を予防・早期発見する体制を再構築します。

5. 役員報酬の自主返上

再発防止に責任をもって取り組むにあたり、以下のとおり役員報酬を自主返上し責任の所在を明確にしました。

① 役員報酬の返上

代表取締役社長	荒川 健	月俸の30%	3か月
取締役常務執行役員	伊藤 和雄	月俸の30%	3か月

6. 業績に与える影響

本件不正行為に関わる求償額 308 百万円を投資その他の資産の「その他」として計上するとともに、同額の貸倒引当金を計上いたします。また、本件不正行為による過年度法人税等の計上を行うため、本件不正行為が 2023 年 3 月期通期業績に与える影響は、当期純利益が約 90 百万円減少する見込みです。なお、本日公表いたしました「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」には、本件不正行為による影響も含めております。

以 上